

# 北河内4市リサイクルプラザ自動販売機設置事業者募集要項

令和6年11月

## 1 募集目的

北河内4市リサイクルプラザへ来場する市民及び従事する職員等の利便性を図ることを目的に、清涼飲料水自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者を募集する。

## 2 自販機設置場所、台数、種類及び販売実績

所在地 寝屋川市寝屋南一丁目7番1号  
設置場所 北河内4市リサイクルプラザ処理棟  
設置面積 自販機1台当たり（幅×奥行） 2.0m以内×1.0m以内  
台数 2台  
取扱種類 清涼飲料水（自販機1台当たり20品目程度）  
設置期間 下記4(1)イと同様  
販売実績

No	自動販売機の種類	設置場所	台数	令和5年度 販売本数
1	缶・ペットボトル	処理棟1階	1	2,517
2	缶・ペットボトル	処理棟3階	1	3,257

## 3 応募資格要件

次の要件を全て満たす事業者に限る。

- (1) 令和6年11月1日現在、枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市のいずれかにおいて3年以上の自販機設置実績があること。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (3) 国税の未納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に該当する者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (6) 枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市において指名停止を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをして

いる者でないこと。

#### 4 自販機の設置条件等

##### (1) 使用料金等

###### ア 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自販機設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び北河内4市リサイクル施設組合公有財産規則（平成17年規則第1号）第13条の規定に基づき、行政財産の使用許可を受けて使用する。

###### イ 使用許可の期間

使用許可の期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

ただし、公益上の必要性や使用状況を勘案して支障がないと本組合が認める場合は、当初設定した募集条件を変更しないことを前提として、3年を限度に引き続き使用を許可する。

###### ウ 使用料

本組合が設定する最低使用料年額 10,200 円以上で、かつ、設置事業者が入札書（様式4）に記載し、落札した額を年額使用料とする。納付については、別途指定する期日までに納付しなければならない。なお、納付された使用料は還付しない。

###### エ 必要工事・費用負担

設置事業者は、自己負担で次の工事を実施し、設置に係る光熱費を負担するものとする。

###### (ア) 必要工事等

- a 電気工事（自販機設置場所までの電源工事及び子メーター（積算電力計）設置工事）
- b 自販機設置工事

###### (イ) 光熱費

毎月、本組合が契約する電力事業者からの請求金額をその月の使用量（kWh）で除して得た単価に子メーターの積算に基づく使用量を乗じた額を負担するものとする。なお、1円未満の端数は切上げとする。

##### (2) 使用上の条件

ア 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。

イ 3の(2)に係る許認可等は使用許可期間中、継続的に効力を有すること。

ウ 自販機を設置する権利又は自販機を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

エ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本組合と協議すること。

オ 販売品目は、事前に本組合と協議し、販売価格は標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

なお、利用者からの要望がある場合、本組合からの指示により販売品の一部入替

えに対応すること。

(3) 契約解除の申出

許可期間内において設置事業者の事由により契約の解除を申し出る場合は、書面により行うものとし、当該申出は撤去を行おうとする月の5か月前の月の末日までに行わなければならない。

(4) 維持管理責任

ア 販売品補充、金銭管理など自販機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、常に販売品の賞味期限に注意するとともに、売り切れがないようにすること。

イ 自販機に併設して回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収すること。特に衛生管理上支障のある場合は、速やかに対応すること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。

万が一、不備があった場合は、設置事業者の責任により対応すること。

エ 自販機を設置するに当たっては、据付面、電源等を確認した上で安全に設置すること。

オ 故障等が発生した場合の緊急連絡先を自販機に明示し、迅速に対応すること。

(5) 使用許可の取り消し

次に該当するときは、使用許可を取り消す場合がある。

ア 本組合が使用許可した財産を公用又は公共用に供するために必要とするとき。

イ 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。

ウ 設置事業者が公募条件に違反したとき。

(6) 使用許可終了時の条件

設置事業者は、許可期間が満了した場合又は前号の規定により使用許可が取り消された場合は、速やかに設置事業者の負担で使用許可を受けた財産を原状回復すること。

(7) 損害賠償

設置事業者は設置に当たり、本組合又は第三者に損害を与えたときは、全て設置事業者の責任において、その損害を賠償しなければならないものとする。

(8) 実績報告

設置事業者は本組合の求めに応じて販売数量（本数）及び売上金額を報告することとする。

5 応募申込手続

(1) 申込書類配布方法

必要書類は、本組合ホームページよりダウンロードすること。

【本組合ホームページ URL <https://kazaguruma.or.jp/>】

(2) 申込みに必要な書類

- ア 応募申込書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 質疑書（様式3）
- エ 入札書（様式4）
- オ 商業登記簿謄本（発行から3か月以内のものに限る。）
- カ 法人の印鑑証明書（発行から3か月以内のものに限る。）
- キ 国税の未納税額がないことの証明書（発行から3か月以内のものに限る。）（国税については納税証明書その3に限る。）
- ク 3の(2)に係る許認可等の免許の写し

(3) 現地確認日及び申込方法

- ア 現地確認日 令和6年11月12日 10時から16時まで
- イ 申込先 北河内4市リサイクル施設組合 事務局
- ウ 申込電話番号 072-823-2038

- ※ 令和6年11月8日正午までに電話にて事前申込みをすること。
- ※ 令和6年11月11日午後5時までにFAX等にて現地確認日時を個別通知する。
- ※ 質疑については質疑書（様式3）によるものとし、現地では受け付けない。

(4) 質疑について

質疑がある場合は、質疑書の様式（様式3）をダウンロードし、令和6年11月19日 正午までに次の質疑受付メールアドレスに件名『北河内4市リサイクルプラザ自動販売機設置事業者募集質疑書』と記入の上、質疑書を添付ファイルとして、メール送信すること。

【質疑受付メールアドレス [jimukyoku@kazaguruma.or.jp](mailto:jimukyoku@kazaguruma.or.jp)】

なお、質疑回答については、令和6年11月20日 午後2時以降に本組合ホームページにて回答する。

(5) 申込受付場所及び受付期間

北河内4市リサイクル施設組合 事務局  
〒572-0855 寝屋川市寝屋南一丁目7番1号

令和6年11月21日から28日までの午前9時から午後5時30分まで

(6) 申込手続

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参又は郵送【書留又は簡易書留郵便/締切必着】し提出すること。なお、提出された書類等は返却しない。

6 設置予定事業者の決定（開札）について

令和6年11月29日 午前10時から設置予定事業者の決定（開札）を行う。  
なお、入札者等が立ち会うことはできない。

応募申込者のうち、使用料の最高金額入札事業者一者を設置予定事業者として決定する。なお、最高金額入札事業者が複数の場合は、抽選により決定する。

7 設置予定事業者の決定・通知について

令和6年12月2日以降に通知書を郵便で発送する。

8 使用許可申請の手続

設置予定事業者の決定を受けた事業者は、使用許可の手続を令和6年12月20日までに、使用料を令和7年1月20日までに納付すること。

9 設置予定事業者の決定の取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消す。

ア 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続を行わなかった場合

イ 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合

ウ その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不相当と認められる場合

(2) 前号の規定により、設置予定事業者としての決定が取り消された場合においては、次順位の者を設置予定事業者と決定する場合がある。

10 その他

(1) 使用許可の手続に関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とする。

(2) 施設の物理的条件その他やむを得ない事由により、設置条件その他の事項について周知又は協議の上、変更することがある。

【 募集に関する問合せ先 】

北河内4市リサイクル施設組合 事務局

寝屋川市寝屋南一丁目7番1号

電 話 (072) 823-2038

F A X (072) 880-7770

E-mail : jimukyoku@kazaguruma.or.jp